

2018 年度

自己点検・評価報告書

武蔵野美術大学

第 6 期自己点検・評価委員会

目次

はじめに	p.1
第6期自己点検・評価委員会について	p.2
武蔵野美術大学自己点検・評価スケジュール	p.3
第1章 大学基準協会による大学評価（認証評価）について	p.4
1. 武蔵野美術大学に対する大学評価（認証評価）結果について	p.4
2. 指摘事項への改善状況について	p.16
第2章 内部質保証に関する取組について	p.19
1. 本委員会における検討	p.19
1) PDCA サイクルの可視化	p.19
2) 改革合同会議の実施	p.22
2. 内部質保証に関する主な取り組み	p.23
1) 学生による授業評価結果の活用について	p.23
2) 造形学部3ポリシーの一体的整備について	p.24
3) 教員の教育・研究活動に対する評価について	p.26
4) IR 活動の推進	p.29
5) 多様な評価への取組	p.30
第3章 内部質保証システムの全学的整備に向けて	p.32
1. 2019年度からの2学部体制	p.32
2. 内部質保証推進組織の整備	p.32
3. 新たなPDCAサイクルの提案	p.33
資料	
第6期自己点検・評価委員会構成	p.35
第6期自己点検・評価委員会会議日程	p.36

はじめに

本学は、教育・研究活動の活性化と質の向上に向けて、平成 6 年度より自己点検・評価活動を継続して実施してきた。自己点検・評価委員会を恒常的に開催し、本学の教育研究及び経営管理等の諸活動について、現状を的確に把握し、本学の教育理念、教育目標等と照らし合わせ、改善・改革計画を立て、その実現に向けて努力を行ってきた。

また、これまで取り組んできた点検・評価活動について、公共性の高い高等教育機関である大学として社会への説明責任を負うものと認識し、全ての報告書を公開している。

外部認証機関による評価としては、2008 年度に引き続き、2015 年度に公益財団法人大学基準協会に第 2 回目となる大学評価（認証評価）を申請し、その結果、2016 年 3 月に、公益財団法人大学基準協会より「大学基準に適合している」と認定された。

第 6 期の自己点検・評価委員会においては、大学基準協会が掲げる「内部質保証」の推進をテーマに、本学にふさわしい教育の質保証について議論いただいた。成果としての本報告書を学内外に向けて公開するとともに、提言いただいた PDCA サイクルのさらなる改善と充実に向けて、教職員一体として取り組む所存である。

武蔵野美術大学
学長 長澤忠徳

第6期 自己点検・評価委員会について

本学では、2015年度に大学基準協会による認証評価を受け、「大学基準に適合している」との認定を受けた。第1章で述べるように、この度の認証評価においては「改善勧告」はなかったものの、いくつかの点で「努力課題」の指摘を受けたため、今期の自己点検・評価委員会としては、第一にこれらの課題にどう取り組むべきかの検討に努めた。課題解決に向けての方策を検討し、学長に提案、学長室会議を中心に具体案を定め、各関連部署、関連委員会等で問題点を精査・審議の上、改善に向けた実施に取り組んだ。結果の詳細については第1章で述べるが、継続的な活動に関する指摘以外については、ほぼすべての努力課題に応えることができたものとする。

続いて、今期の自己点検・評価委員会の活動の中心課題を、「努力課題」の指摘にもあった内部質保証、PDCAサイクルの明確化・可視化、その全学的共有に定め、各種の改善に取り組んだ。その詳細は第2章で詳述の通りである。

他方、本学では2019年度より新たな学部を設置し、これまでの1学部体制から2学部体制に移行することとなった。これにより、これまでのガバナンス構造を見直し、新たな体制に相応しい構造を築き、明確化する必要が生じた。第3章ではこの取り組みについて簡単な報告を行ったが、2学部体制は緒に就いたばかりであり、新たな組織の適切性・有効性の検証にはいましばらく時間を要すると思われる。次期の自己点検・評価委員会においてはこの検証が重要な課題となつてこようが、当初考えられた組織構造に拘泥することなく、実際の運営の中で絶えず修正を重ねながら改善をはかっていくべきであろう。

次期の点検・評価期間の最終年度である2022年には、本学として3度目の認証評価を受ける予定である。奇しくも同年度は新学部・新学科の完成年次に当たる。今期の中心的課題であった内部質保証システムはようやく形を整えたばかりであり、その内容の充実と全学的共有はまだ十分であるとは言いがたい。次期の自己点検・評価委員会においては、その実際の運用が教育研究の質的向上にどれだけ寄与したか、また改善すべき点があるとなれば何か問われることとなろう。PDCAサイクルで言うなら、今期の点検・評価期間に当たるこの4年間における大学の活動は、前回の認証評価の結果(C)を受けた改善(A)でもあれば、次回の認証評価によって精査さるべき新たな教育改革の計画(P)と実施(D)であったと見ることもできよう。着実な成果と厳正な評価を願う。

最後に、この報告書は委員のみならず、多くの教職員の方々の協力によってなったものである。とりわけ所管の法人企画(現:大学企画)の方々にはひとかたならぬお世話になった。感謝申し上げたい。

第6期自己点検・評価委員会
委員長 富松保文

武蔵野美術大学 自己点検・評価スケジュール

学長任期				学長任期				学長任期				学長任期				学長任期			
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
第4期				第5期															
自己点検報告書の発行				大学評価実地調査															
改善報告書提出				点検報告書取りまとめ(本番)															
方針、評価の視点等の策定				基礎データ作成															
基礎データ作成				点検報告書取りまとめ(プレ)															
WG																			
				第6期															
助言・勧告に対する改善報告に向けた具体的対策検討				理事長・学長宛て点検報告書取りまとめ															
				次期認証評価に向けた内部質保証のための主要なポイントの再確認															
				内部質保証構築に向けた検証事項の検討															
				PDCAサイクルの策定・精緻化															
				改善報告書提出に向けた具体的対策検討															
				WG															
				第7期															
				次期報告書の内容詳細等検討、評価の視点等の策定															
				各種方針を踏まえた到達目標の設定等															
				改善報告書提出															
				基礎データ作成															
				点検報告書取りまとめ(本番)															
				基礎データ作成															
				大学評価実地調査															
				WG															
				第8期															
				内部質保証の有効性・適切性の検証															
				点検・評価活動の開始															
				次期点検報告書の評価の視点等の策定															
				各種方針を踏まえた到達目標の設定															
				改善報告書提出															
				次期報告書の内容詳細検討															
				基礎データ作成															
				点検報告書取りまとめ(本番)															
				基礎データ作成															
				大学評価実地調査															
				WG															
				第9期															
				改善報告書提出															
				次期報告書の内容詳細検討															
				基礎データ作成															
				点検報告書取りまとめ(本番)															
				基礎データ作成															
				大学評価実地調査															
				WG															
				第10期															

第1章 大学基準協会による大学評価（認証評価）について

学校教育法において、大学は教育研究等の状況について、政令で定める期間ごと（機関別評価は7年以内ごと、専門職大学院は5年以内ごと）に、認証機関による評価を受けることとなっている。

本学は、2008年度に続き、2015年度に、公益財団法人大学基準協会に対して第2回目となる大学評価（認証評価）を申請し、その結果、2016年3月に「大学基準に適合している」と認定された。以下1に評価結果全文を記載する。

1. 武蔵野美術大学に対する大学評価（認証評価）結果について

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1929（昭和4）年に創立された「帝国美術学校」を前身とし、1962（昭和37）年に、校名を武蔵野美術大学に変更した。その後、学部・学科および研究科の設置・改組を行い、現在では、通学課程の造形学部と通信教育課程の造形学部および大学院造形研究科修士課程と博士後期課程を有している。1961（昭和36）年に現在の東京都小平市に鷹の台キャンパスを開設し、「教養を有する美術家養成」という建学の精神に基づいて教育研究活動を展開している。

貴大学では、2008（平成20）年度の大学評価後、大学院教育の充実を最重要点検・評価項目として設定し、2011（平成23）年5月には学長諮問により「大学院将来構想委員会」を設置し、改善を図る体制を構築した。「大学院」をテーマとした全学研修会や全大学院学生・全専任教員を対象としたアンケートの実施などの改善・改革に取り組んできた。

今回の大学評価にあたり、貴大学の取り組みとして、特別任用専任教員の制度を導入し、実社会の現場の最前線とつながる多彩な科目の設定を展開し、教育研究の向上や学生の学習意欲の向上などに寄与していること、「美術館・図書館」において「統合検索データベース」を整備し、図書資料、美術資料、映像資料、民俗資料などが統合的・横断的に検索が可能となっており、そのデータベースが教育研究活動のみならず社会へ公表・利用されていることなどが挙げられる。

一方で、課題としては、学部教育における単位制度の実質化および大学院教育の可視化ならびに課程博士の取り扱いなどが挙げられる。今後、客観的な情報に基づき、大学全体で現状を把握し、情報共有しながら改善を図る内部質保証となるよう改善が望まれる。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、「真に人間的自由に達するような美術教育」を教育理念として掲げている。この教育理念に基づき「美術、デザイン及び建築に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造発展、国家社会の福祉に貢献すること」を大学の目的として大学学則に定めている。さらに、大学の目的に基づき、造形学部および各学科、造形研究科・課程および専攻ごとに人材養成の目的を掲げている。学部・研究科それぞれの目的は、高等教育機関として追求すべき目的を踏まえて設定しており、大学の目指すべき方向を明らかにしている。なお、これらの理念・目的は、大学ホームページおよび刊行物によって公表されている。

理念・目的の適切性については、「自己点検・評価委員会」において、大学全体として検証している。造形学部においては、「カリキュラム委員会」「通信教育課程教務委員会」および教授会において、カリキュラム編成時に検証を行っている。また、造形研究科においては、教育の理念・目的を自己点検・評価の重点的課題として位置づけ「学長室会議」を責任主体として検証している。なお、2011（平成23）年度には学長諮問により「大学院将来構想委員会」を設置し、同委員会が提出した答申において、「造形における教育研究資源を創造し続ける大学院」を将来像として示した。

2 教育研究組織

<概評>

教育の理念・目的に基づいて、通学課程の造形学部 11 学科、通信教育課程の造形学部 4 学科、大学院造形研究科修士課程 2 専攻・同博士後期課程 1 専攻および造形研究センターなどの附置研究所・センターを設置している。造形研究センターは、貴大学が所蔵する多様な分野の資料の保存・活用・公開のための戦略的研究基盤としての形成が期待されている。また、産官学共同研究のプロジェクトへのサポートとして研究支援センターを設置している。さらに、企業・社会と大学がつながりを持てる場を目指して「武蔵野美術大学 デザイン・ラウンジ (D-LOUNGE)」を設置している。これらは、教育研究上の目的を達成するための組織として適切である。

教育研究組織の適切性の検証については、「学長室会議」が責任主体であり、関係部署ごとに検証している。研究支援センターについては、「産官学共同研究推進委員会」において検証した後、教授会において審議している。造形研究センターについては、「造形研究センター評価委員会」、「武蔵野美術大学デザイン・ラウンジ (D-LOUNGE)」については、「デザイン・ラウンジ運営推進委員会」において各組織の適切性について検証している。

3 教員・教員組織

<概評>

教育の理念・目的を踏まえ大学の求める教員像の要素として「学生の信頼に応える誠実さ、熱意、倫理観をもって、優れた教育活動を行い、高度かつ先端的な研究および制作活動の実践を通じて自己の専門分野の発展に寄与しうる能力が求められる」また、「自己の専門分野における知識と技能ならびに研究や活動の成果を、本学における教育に反映させるとともに、文化の創造発展に寄与するものとし、社会的責任を果たす使命感が求められる」と定めている。また、教員組織の編制方針を「教育理念、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する」と定めている。これらはホームページ上で公開している。

教員の募集・採用・昇格についての基準、手続きは「教員採用基準」および「専任教員採用

選考要領」に基づき行っている。また「専任教員の昇任に関する基準」を制定し、昇任資格基準と昇任資格審査手続きを定めている。研究科においては、「大学院授業担当教員資格審査基準」で審査を行っている。また、博士後期課程については、毎年度、正・副指導担当教員について審査を行っている。実社会においてクリエイターとして活躍する人材を、特別任用専任教員として採用している。この特別任用専任教員制度により、実社会の現場の最前線とつながる多彩な科目の設定と展開が、教育研究の向上や学生の学習意欲の向上などに寄与していることは高く評価できる。

専任教員数は、各設置基準上必要な教員・教授数などを満たしているが、年齢構成が高くなっている。

教員の資質向上を図るため、「ファカルティ・ディベロップメント専門委員会」が全学研修会を年1回開催し、大学院教育や国際交流などをテーマに研修会を実施している。専任教員の教育研究活動状況は、「教育研究活動業績書」として毎年教務課への提出を義務付けることにより、教育研究活動の向上を促している。

教員組織の適切性の検証については、「学長室会議」で行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

1) 求める教員像の要素である「先端的な研究および制作活動の実践を通じて自己の専門分野の発展に寄与しうる能力」を具現化するために、実社会においてクリエイターとして活躍する人材を特別任用専任教員として積極的に採用し、正課・課外活動など実社会の現場の最前線とつながる多彩な科目を設定・展開している。柔軟な任用制度により教育研究の向上や学生の学習意欲の向上などに寄与していることは評価できる。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

教育の理念・人材養成の目的に基づき、学部・学科、研究科の各専攻・コースごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、ホームページおよび刊行物などによって公表している。なお、造形学部、造形研究科修士課程および博士後期課程の学位授与方針ならびに、造形研究科修士課程および博士後期課程の教育課程の編成・実施方針については、「さらに一段上の視点からとらえるべく」、現在、改訂作業中としている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証体制は、学部においてはカリキュラム委員会ほか、必要に応じて委員会を立ち上げ、検討・検証している。修士課程については、2012（平成24）年度に検証を行ったが定期的な検証とはいえず、検証するにあたって、その権限、手続きを定めた規則が明確ではない。また、博士後期課程においては、検証体制・組織を早急に構築することが望まれる。

学部、各学科において、学位授与方針と教育課程の編成方針を定めている。学部として、学位授与方針を「教育目標の実現のため編成されたカリキュラムのもと、設定された科目を履修し、卒業制作または卒業論文・研究を提出したもので、卒業に必要な単位を修得したものに卒業を認め学士（造形）の学位を授与する」とし、「造形の各分野を専攻するにあたって、総合的判断力や批判力が養われているか」など3項目を定めている。学部の学位授与方針を踏まえ、

たとえば、日本画学科においては、「歴史や社会との関わりのなかで自己の表現の意味を考えているか」など3項目を学位授与における観点として示している。また、通信教育課程においては、「造形文化科目の学習を中心として、諸学問分野や造形の理論と歴史に関する基礎的知識を理解し、それを目的に応じて主体的に活用できるか」など3項目を定め、学科ごとに、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を示している。

教育課程の編成・実施方針については、学部において「造形の各分野を専攻するにあたっては、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ〔文化総合科目〕、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ〔造形総合科目〕、個々の学科が独自に専門的能力を追求する〔学科別科目〕の三者をバランスよく統合したところに、真の造形教育が成立する」と定めるとともに、文化総合科目、造形総合科目、学科別科目それぞれの科目群についても、その編成・実施方針を定めている。また、通信教育課程においては、「1-2年次の総合課程と3-4年次の専門課程によって構成」と定め、総合課程においては、「造形全般に対する基本的な感覚や態度を養うとともに、すでに造形の専門的な経験を持つ方にとっても柔軟さを回復する機会」とし、専門課程においては、「4つの学科ごとに開設された造形専門科目を体系的に履修することで、各分野に関する専門的な能力を高め」「造形文化科目と造形総合科目を選択科目として履修することで、専門的な学習を常に造形の広がりの中で捉え直す機会」とすると定めている。学部（通信教育課程を含む）における学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関している。

修士課程の学位授与方針として修了要件を示したうえで、具体的な方針を専攻・コースごとに定めており、美術専攻日本画コースにおいては、「日本独自の文化を背景に現代の多様な価値観のなかで思考し創造できる専門性を持った表現者の育成」とし、学位授与の要件として「表現に対応した技術を持ち、それを十分に深めているか」など3項目を定めている。また、修士課程の教育課程の編成・実施方針を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的として、カリキュラムを編成する」など2項目を定めるとともに、具体的な方針を専攻・コースごとに定めている。美術専攻日本画コースにおいては、「歴史や社会との関わりのなかで自己の表現を論理的に考えることで意識を深め、それに基づいた課題を設定し自主的に取り組み」「表現への意識を深め、制作、発表を通して表現者として活動して行くために必要な専門性を得られるよう、全教員が個別に指導」と定めている。

博士後期課程については、学位授与方針として学位授与要件に加え、研究領域において独創性がありその領域の水準の引き上げに資する可能性があるものとして博士論文が認定された場合に博士の学位を授与すると定めているが、修得すべき学修成果がやや不明確である。また、教育課程の編成・実施方針についても「造形芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、自立して創作、研究活動をおこなうに必要な高度の能力及び豊かな学識、さらには造形芸術における研究指導能力を養うことを目的として、カリキュラムを編成する」など2項目を定めている。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

学部では、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、4つの科目群を構成している。広く諸学問を学ぶ「文化総合科目」、造形分野を学ぶ「造形専門科目」「教職に関する科目」「博物館に関する科目」で構成し、豊かな人間性を涵養する教育課程を整えている。基礎から専門、幅広い諸学問から専門科目まで設け、学生の順次的、体系的な履修へ配慮している。

通信教育課程は、「造形文化科目」「造形総合科目」「造形専門科目」「教職に関する科目」「博

物館に関する科目」と5つの科目群を構成し、体系的、順次的なカリキュラムとなっている。

教育課程や教育内容の適切性の検証については、造形学部（通学課程）においては「カリキュラム委員会」を毎月開催し、毎年実施する「文化総合科目・造形総合科目に関するアンケート」などを検討資料として検討を行っている。

通信教育課程においては、2013（平成 25）年度より「教務部会」を立ち上げ、1、2 年次の「総合課程」についての検証を開始した。また、3、4 年次の「専門課程」については各学科、各コース別にカリキュラム、授業科目を定期的に見直し、社会や芸術分野の変化に応じて内容の改善に取り組んでいる。

修士課程においては、造形学部の各学科・専攻の研究・制作をより専門的に深めるよう研究指導を行っている。また、博士後期課程は、造形学部から修士課程までの教育体制を一専攻に統合したものとして教育内容などを構想・設置している。

修士課程では、コース別の必修科目と各コース共通の科目を修得すること、また、博士後期課程では、選択科目と必修科目を修得することとしており、それぞれの科目においてコースワークとリサーチワークを組み合わせて教育を行っている。ただし、修士課程でのリサーチワークについては、作品主体に取り組む場合と論文主体で取り組む場合のそれぞれにおいて、その関係性を明示することが望まれる。

教育課程や教育内容の適切性については、博士後期課程においては「博士後期課程運営委員会」を定期的で開催し検証を行っているが、修士課程では検証が行われていないので、検証する体制を構築し定期的に検証されたい。

(3) 教育方法

<概評>

造形学部の授業形態として、「講義」「演習」「実技」の授業形態をとるとともに「集中制」と「曜日・時間制」を採用し、『履修・学修ガイドブック』に示し、オリエンテーションで説明を行っている。多摩アカデミックコンソーシアムおよび早稲田大学の科目について相互履修を可能としており、多様な分野の教育を受ける機会を学生に与えている。「演習」「実技」科目は年次により午前と午後で履修科目を分け、実質的に履修できる科目数を制限しているが、1 年間に履修登録できる単位数の上限を定めていないので、改善が望まれる。

通信教育課程では、通信授業（印刷教材による授業）、遠隔授業（メディアを利用して行う授業）および面接授業の2つの授業形態を組み合わせ、1 年間に履修登録できる単位数の上限を適切に規定するほか、3 年次から4 年次に進級要件を設けている。

シラバスは、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価基準などが記載された統一書式となっており、ホームページで学生に公表している。なお、「教務学生生活委員会」において次年度のシラバス作成の際に見直しており、通信教育課程では科目ごとに委員会や部会、コース会議でシラバスを検証している。

単位認定、成績評価は、大学学則および規程に則って実施している。既修得単位や多摩アカデミックコンソーシアムおよび早稲田大学において履修し修得した単位も大学学則に基づき認定している。

学部では、「ファカルティ・ディベロップメント専門委員会」により毎年前期と後期の2回、授業評価アンケートを実施しているが、アンケートの集計や結果の活用を各研究室に一任している。通信教育課程では、毎年年度末に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果の概要を学科のパンフレットなどに掲載、公表している。

大学全体における教育内容・方法などの改善を図るための責任主体は、「学長室会議」である。

修士課程では、講義系科目についてはオムニバス形式、演習科目については同時複数教員指導制をとるなど、多くの授業で専任教員と兼任教員による複数指導制をとっている。研究指導においては、指導教員と副指導教員の役割分担は明確である。

博士後期課程においても、他の領域からの知識などを得られるよう専任教員と兼任教員による複数指導制をとっている。両課程ともに、研究指導においては、指導教員と副指導教員の役割分担は明確であるが、いずれの課程も、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。

シラバスに関しては、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価基準などが記載された統一書式となっており、ホームページで学生に公表している。

教育内容・方法などの改善を図るために修士課程では、教育単位（研究室）で実施している自己点検・評価しているが、根拠資料が不十分なので検証しているとはいえない。博士後期課程においては、定期的で開催する「博士後期課程運営委員会」において、個々の大学院学生に対する指導体制や研究の進捗状況について検証している。研究室が自立的に活動するのみでなく研究科全体として情報交換しながら、教育内容・方法などの改善を図るよう、体制の構築が求められる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 造形学部（通学課程）では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定していないので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
- 2) 研究科において研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

学部の卒業要件は大学学則に、学位授与の要件は、「武蔵野美術大学学位規則」に規定され、『履修・学修ガイドブック』『大学案内』に明示している。通信教育課程の卒業要件は、「通信教育課程規程」に規定している。また『シラバス』『履修登録の手引き』『入学案内』に記載し、学生にあらかじめ明示している。

課程修了時における学生の学修成果を、学部では、卒業制作・論文にかかる中間指導や、最終講評における学生のプレゼンテーション、指導担当教員（ゼミ）、学科研究室所属の他の専任教員全員、さらには兼任教員を加えた形での合同講評会などの実施を通じて評価している。複数教員による指導体制において一定の客観性を担保しつつ、学生と教員が双方向でその成果を確認している。今後は、さらに第三者から見ても公平で適切な評価指標の策定を期待したい。通信教育課程においては、4年次の専門課程修了時に「各専門領域の知識と技能を体系的に修得し、卒業制作・論文においてそれらを総合的に応用して自らの課題を解決する能力」という基準を学修成果の判断材料としている。

研究科の修了要件は、「武蔵野美術大学大学院規則」「武蔵野美術大学学位規則」に規定しており、学生には『大学院造形研究科履修要項』『大学案内』によって明示している。

学位授与については、修士課程では「武蔵野美術大学学位規則」において修士論文審査委員会の設置手続きを定め、博士後期課程についても「武蔵野美術大学学位規則」によって、予備論文審査、博士論文審査および最終試験、博士論文審査基準について明示している。学位に求める水準を満たす論文または作品であるか否かを審査する基準について、修士課程においては明文化していないので、学生に明示するよう改善が望まれる。今後は、明文化し専攻ごとに第

三者から見て公平で適切な評価指標の策定にも取り組まれない。

博士後期課程についての学位論文審査基準は、『武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程運営の手引』であらかじめ学生に示している。今後、学術研究の動向などに応じて基準の内容の検討が必要であろう。学位論文に係わる審査体制について、修士作品または修士論文の評価および博士論文の評価は審査委員会の合議によって行われている。なお、「武蔵野美術大学学位規則」によって、審査委員として、指導教員と研究科委員会で選出された一定数以上の教員からなる審査委員会を組織している。

修士課程では、授業内での制作物や研究状況を中間発表および中間講評を通じて、また、学外の展示会や研究発表の場での成果もあわせて、学生の学修成果として確認している。博士後期課程では、課程修了時における学修成果を、高度な水準で作品発表を行っている作家や各分野で活躍する専門家、外部の研究者を招いた講評会において、作品の批評を受けることで、客観的な評価をしている。

博士後期課程において、課程修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待する。

<提言>

一 努力課題

- 1) 造形研究科修士課程において、修士論文および修士作品の審査基準が明文化されていないので、『履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 造形研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して標準修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

教育の理念・目的に基づいて、学部・学科、研究科・専攻それぞれで学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページ、学生募集要項などで公表している。造形学部においては、学生の受け入れ方針として「自らの目指す専門性を着実かつ大胆に深化、開拓しようとする人」など3項目を、造形研究科においては、修士課程と博士後期課程それぞれで定めており、たとえば修士課程では「幅広い造形力や教養、独自性を基に、自らの専門性を着実かつ大胆に深化、開拓しようとする人」など2項目を定めている。

学生の受け入れ方針は学生募集、入学者の選抜方法に反映しており、造形学部においては、一般入学試験（一般方式・センター方式）、公募制推薦入学試験、外国人留学生特別入学試験、帰国生特別入学試験などの入学者選抜を実施している。造形学研究科修士課程においては、2回の入学試験を実施し、博士後期課程においては、制作作品や論文、口述試験によって評価している。入学者選抜試験の実施・運営については、出題委員会、入試運営室、入試準備室、入試集計室などからなる入試本部を設置し、全学的な実施体制を組み、試験の円滑な実施に当たっている。

定員管理について、造形学部はおおむね適切であるが編入学定員に対する編入学生数比率に

において学科により課題が見受けられるので、改善が望まれる。造形研究科修士課程においては、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、改善が望まれる。なお、通信教育課程全体では定員を満たしていないため、学科によっては編入学定員を上回る編入学生数を受けている状況にあるので、通信教育課程における学生の受け入れ全体のあり方について検討されたい。

学生の受け入れに関する適切性の検証については、造形学部、大学院修士課程では「入学者選抜の大綱・実施要項」を策定し、「入学試験委員会」「造形学部教授会」において、また博士後期課程では、「入学者受け入れの大綱・実施要項」を策定し、「入学試験委員会」「研究科委員会」において定期的に検証を行っている。通信教育課程では、通信教育課程長のもとで入学資格審査の手続きについて検証している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 編入学定員に対する編入学生数比率が造形学部空間演出デザイン学科 0.60、同建築学科 0.50 と低く、同視覚伝達デザイン学科 1.36、同芸術文化学科 1.33 と高く、改善が望まれる。
- 2) 造形研究科修士課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が 2.29 と高いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針を「人間的成長と自立を促し、個性豊かな幅広い美的教養を備え、かつグローバル化の加速している社会において美術・デザイン分野で国際競争力を発揮し活躍できる人材を育成・支援する体制を構築する」と大学全体で定めている。さらにその方針を就学支援、生活支援、進路支援の3項目に分類しそれぞれで細目を定めている。また、これらの方針・細目を大学ホームページにも公表している。

修学支援は、学業における専門的な悩みに対応できるように、教員が相談員として隔週土曜日に対応している。必要に応じ所属研究室の教員が相談室に同席するなど、相談員と研究室双方から学生をサポートする体制を構築している。特に、障がいのある学生に対する支援に注力しており、たとえば聴力に障がいのある学生に対しては、本人の希望に応じて学生ボランティアによる美術独特の表現を理解する

「ノートテイカー」を配置するなど、学生同士の学び合う仕組みが機能しており高く評価できる。さらに経済的支援は、独自の奨学金制度と外部の奨学金制度で支援している。

生活支援は、学生相談室にカウンセラーを配置し対応しているが、予約が常に満員の状態にあるため、今後、改善が必要である。また、「ハラスメント防止・対策委員会」を設置し、「学校法人武蔵野美術大学ハラスメントの防止等に関する規則」および「ハラスメント防止ガイドライン」に沿って窓口を開設し対応している。

進路支援は、「進路指導専門委員会」と就職課が連携し、進路・就職ガイダンスの実施、キャリアカウンセラーの配置、海外インターンシップの推進などを行っている。また、学生の進路希望に応じたきめ細かい対応に努め、美術・デザイン分野への就職を希望する学生には、企業の選考過程にポートフォリオ（作品集）が重視されるため、「進路指導専門委員会」および就職課が、企業デザイナーの協力を得て、「ポートフォリオ作成支援プログラム」を実施し、その結果、美術・デザイン分野（デザイナーなどの専門職）への就職実績も多く、高く評価できる。2013（平成25）年度からは、「作家活動支援プログラム」に制度をあらため、支援している。

学生支援の適切性の検証は、「教務学生生活委員会」が責任主体となり定期的に検証している。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 障がいのある学生への支援として、ボランティアで応募した多くの学生が、毎年専門家による養成講座を受講した後、美術独特の表現を理解する「ノートテイカー」として教員の指導を正確かつ速やかに伝えている。また、ボランティア学生にとっても、社会への関心が高まり視野が広がるなど、自身の成長を実感できる機会となるなど、学生同士の学び合う仕組みが機能しており、評価できる。
- 2) 「ポートフォリオ作成支援プログラム」は、各業界の企業から講師を迎え、学生のポートフォリオに対するアドバイスや講評を行うことにより、その完成度を高めている。プログラム受講者の中から美術・デザイン分野（デザイナーなどの専門職）への就職実績も多く、評価できる。さらに2013（平成25）年度からは、「作家活動支援プログラム」に制度をあらため、作家活動を志す学生への支援をさらに充実させる体制に発展させている。

7 教育研究等環境

<概評>

キャンパス整備については「武蔵野美術大学キャンパス基本構想」を理事会で決定し、全学的に情報を共有している。基本コンセプトを「制作のためのキャンパス」「ギャラリーキャンパス」「教材としてのキャンパス」などとし「環境計画と自然環境への配慮」「エネルギー計画と安全性への配慮」などを掲げている。

校地および校舎面積は法令上の基準を満たしているとともに、障がいをもつ学生に対応した学内動線の整備を進めるなど、全学的にバリアフリー対応に取り組んでいる。

図書館に一定の蔵書を備え、専門的な知識を有する専任職員を配置している。また、図書館は「美術館・図書館」と称する複合施設として機能しており、学外のデータベースへのアクセスも可能で、学内所蔵データベースを同時検索できるシステムを構築している。

専任教員全員に個人研究費を支給し、個人研究室を確保しているほか、ティーチング・アシスタント（TA）と、スチューデント・アシスタント（SA）制度を設け大学院学生、学部学生などによる授業補助の人的支援を行っている。また、研究調査出張補助、在外・国内研究員および海外研修制度を設けている。研究日および特別研究日の付与規程を設けるほか、専任教員の責任授業時間数を規定するなど、教員の教育研究活動を適切に支援している。このほか、受託研究の実績も数多い。研究倫理遵守のためマニュアルを整備し、「研究費等不正使用防止対策委員会」による監査を行うほか、教員および学生への研修機会を設け、研究不正防止に努めている。

教育研究等環境の適切性について、「教務学生生活委員会」が中心となり、毎年度「使用教室状況調査」などを実施し、改善につなげている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献の方針を「美術・デザインの専門大学として教育・研究成果等を社会に積極的に還元することにより、社会連携・社会貢献を進め、文化の創造発展に寄与する」と定め、ホームページで公表している。

地域社会から国際社会にいたる幅広い社会連携・社会貢献に取り組んでおり、美術大学ならではの特色となっている。地域においては小平市、新潟市、笠間市など自治体との連携が活発で、小平市防災マップのリデザインや新潟市で開催している。

「わらアートまつり」における稲わらによる巨大オブジェの制作などに取り組み、笠間市とは、「笠間市トータルデザイン連携事業」とし、歴史や自然、進行中の市の事業など、現状を調査し、居住空間の快適性の向上および交流・定住人口の増加に資する景観などの向上のためのデザインに取り組んでいる。「美術館・図書館」は一般公開しており、特に美術大学ならではの資料や情報検索が可能な「統合検索データベース」を学内外に公開していることは、貴大学ならではの特色として高く評価できる。このほか、若手の作家に作品発表の機会を与える「ギャラリーαM」やデザイン教育研究活動の情報発信拠点として「デザイン・ラウンジ」を開設するなど、貴大学の特色を生かした社会貢献に努めている。国際交流に関しては、国際センター、国際交流委員会を中心として、海外協定教育機関と協定留学を実施している。協定留学では毎年学生を派遣するだけでなく、協定大学からも学生を受け入れている。2012（平成24）年に採択された文部科学省のグローバル人材育成事業により、さらなる国際交流の活性化が期待される。

社会連携・社会貢献の適切性は、「学長室会議」が責任主体となって検証している。また、公開講座については、「理事長室会議」が検証している。しかし、多様な社会連携・社会貢献に努めているものの、個別の取り組みが多いので、大学全体として情報共有し、連携した取り組みとなるようさらなる改善に期待したい。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

1) 造形資料に関する「統合検索データベース」を、先駆的に整備している。「美術館・図書館」が収集保存してきた多種多様な所蔵資料を検索できる「統合検索データベース」を公開しており、美術資料、貴重図書、図書資料、雑誌・逐次刊行物、映像資料、民俗資料の統合的・横断的検索が学内だけでなく学外でも可能となっていることは評価できる。各資料が教育研究活動で大いに活用されており、データベースの有効性が高いことを立証している。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

大学全体の管理運営方針として、「大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、目的達成のために改善・改革を推進し、健全で円滑な管理運営を図る。そのために大学及び法人に関する諸規程の整備充実を努め、明文化した規定に基づき公正かつ適切な運営を行う」と定め、ホームページにおいて公表している。この方針を果たすために、教学組織および法人組織を設け、管理運営を行っている。教学組織については、大学学則などに則り、学長をはじめとする所要の職を置き、定められた職務権限に従い、職務を遂行している。また、教授会については、「造形学部教授会規則」によって、構成、審議事項、会議の招集・成立要件などを定め、この規則に基づき運営している。さらに、大学の運営にかかわる事項などについては、「学長室会議」において、法人組織については、「理事長室会議」において協議し、大学・法人の両者にかかわる業務については、「法人・大学業務調整会議」で審議し、法人、大学の円滑かつ迅速な運営を図るとしている。改正学校教育法への対応については、改正の趣旨に沿って、学長の最終決定権を担保し、教授会の役割が明確となるよう内部諸規則を適切に改正している。

事務組織については、法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他必要な事務などを行える体制を整えており、それぞれの部署に職員を配置している。職員の資質向上に向けた研修については、「事務系職員教育研修規則」に基づき、職位別教育研修、目的別教

育研修、国内外研修、自己啓発研修に分類した多様な研修を用意・実施している。

中・長期の大学運営のあり方については、2014（平成26）年度から2021（平成33）年度にわたるキャンパス整備計画および資金計画を定めた「第1次中長期計画」において、建築計画を明確にし、財政計画とともに大学の運営にかかわる将来構想について検討している。

管理運営に関する検証については、教学に関する事項は教授会および「学長室会議」が行い、法人に関する事項は「理事長室会議」が行っている。また、大学・法人の両者にかかわる事項については、「法人・大学業務調整会議」において検証している。

財務に関しては予算編成、予算執行ともに適切に実施されており、監査法人および学内監事による監査も適切に行われている。

(2) 財務

<概評>

2014（平成26）年3月の理事会において、2014（平成26）年度から2021（平成33）年度までの「第1次中長期計画」が策定され、事業構想の進捗状況などにより逐次修正を図ることとしている。重点課題のひとつである財政基盤の強化のための方策として、外部資金導入の促進、教職員の適正配置による人件費の見直しを掲げているが、今後着実に実行していくためにも、具体的な数値目標を設定した財政計画の策定が望まれる。

消費収支計算書関係比率は、法人ベース、大学ベースのいずれも、人件費比率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率とも「芸術系学部を設置する私立大学」の平均よりも良好な値で推移している。また、貸借対照表関係比率は、土地収用にかかる物件移転補償金前受金収入により、負債関係の比率が同平均より高くなっているものの借入金もなく、「要積立額に対する金融資産の充足率」も100%超を維持しており、財政状況はおおむね良好である。

今後は、中・長期計画においてキャンパス整備も予定されているので、『自己点検・評価報告書』にもあるように、第2号基本金の組入計画の検討が課題である。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、内部質保証に関する方針として、「教育研究及び経営管理等の諸活動について、不断に自己点検・評価を実施し、その結果について広く社会に公表する。また、自己点検・評価結果に基づいた改善・改革を推し進めるために、自己点検評価活動のPDCAサイクルを整備し、着実な運用を図る」と掲げている。

「自己点検・評価規則」に基づき「自己点検・評価委員会」を中心に、3年ごとに行い『自己点検・評価報告書』を作成してきた。前回の大学評価において指摘を受けた事項については関係部署などを中心に改善に努めている。

しかし、今回の大学評価では、定期的に各組織・部署において実施している自己点検・評価の客観的根拠が乏しく、検証した内容・事項などを大学全体として統括し、改善につなげる検証プロセスが不十分であることが明らかになった。今後は、自己点検・評価の取り組みを可視化させPDCAサイクルとして機能させるよう、改善が望まれる。

今後の自己点検・評価活動の「第1次中長期計画」として、2029（平成41）年度まで4年ごとに自己点検・評価スケジュールを策定し、『自己点検・評価報告書』をまとめ、大学全体として内部質保証システムの構築を図るとしており、2015（平成27）年4月より、「学長室会議」をはじめとして各種委員会組織を変更したばかりである。

学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務関係書類、自己点検・評価の結果などをホームページにて公表している。

<提言>

一 努力課題

1) 客観的根拠に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を全学的な自己点検・評価につなげる仕組みとなっていないので、教員や各部署の恒常的な検証との連携を図り、大学全体として実質的な取り組みとして機能させ、改善・改革につなげるよう改善が望まれる。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以上

2. 指摘事項への改善状況について

以上のとおり、「大学基準に適合している」と認定を受けたものの、いくつかの項目について「武蔵野美術大学に対する大学評価（認証評価）結果」にて「努力課題」の提言が述べられた。「努力課題」についての対応は、原則として各大学の判断に委ねられているが、天坊昭彦理事長・長澤忠徳学長より、2016年5月11日付にて学長室構成員・事務グループ長宛文書「2015（平成27）年度 公益財団法人大学基準協会大学評価（認証評価）結果における指摘事項への対応について」が示され、改善に向けた検討を行い、進捗状況について毎年度末までに報告するよう指示がなされた。それを受けて、後述する改革合同会議において、毎年度末に担当所管より改善状況の報告がなされ、最終的に以下のような改善状況にいたった。

■ 教育方法

1) 造形学部（通学課程）では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定していないので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

2016年10月、11月の教務学生生活委員会及び2016年11月の教授会審議を経て、2017年度以降の入学学生を対象に、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とすることを決定し、「履修・学修ガイドブック2017」に記載した。

2) 研究科において研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。

2018年8月の学長室会議において、「修士課程においては指導計画書を学生ひとりひとりに作成し明示するのは困難なため、履修要項等の冊子に記載し明示する、博士後期課程においては学生各々に指導計画書を作成し明示する」方針が確認された。2018年6月、7月、9月の博士後期課程運営委員会において、博士後期課程においては「運営の手引き（学生用）」に研究計画書について明示されており、指導教員が学生各々の指導計画書を作成し明示することを確認した。併せて修士課程についての案を作成、10月の教務学生生活委員会及び研究科委員会審議を経て、修士課程における研究指導計画は学生個々には作成せず共通の記載とすることを決定し、「大学院造形研究科履修要項2019」及び「大学院造形構想研究科履修要項2019」に「修士課程における研究指導計画」を記載し、学生に対する明示がなされた。

■ 教育成果

1) 造形研究科修士課程において、修士論文および修士作品の審査基準が明文化されていないので、『履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。

2018年8月の学長室会議において、修士論文及び修士作品の審査基準を履修要項に明記する方針が確認された。それに基づき教務チームによって記載案が示され、11月の教務学生生活委員会及び研究科委員会において審議、「修士論文及び修士作品審査基準」の履修要項への記載が決定、「大学院造形研究科履修要項2019」及び「大学院造形構想研究科履修要項2019」に明記することとなり、改善が図られた。

2) 造形研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して標準修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

何らかの在籍関係を保持した状態で論文指導を継続できる状態を制度化すべきとの学長室会議方針に基づき、博士後期課程運営委員会において2018年4月から継続的に検討を重ねた。その結果、3年の学習後単位取得退学せずに継続して指導を受ける学籍継続に加え、単位取得退学後一旦学籍を失った者が退学後5年以内に学位論文を提出する場合に、在籍状態を得ることができる「再入学制度」を設ける具体策が提示された。2019年3月の研究科委員会において審議の結果承認され、2019年度教育課程からの「再入学制度」の導入を決定した。

■ 学生の受け入れ

1) 編入学定員に対する編入学生数比率が造形学部空間演出デザイン学科 0.60、同建築学科 0.50 と低く、同視覚デザイン学科 1.36、同芸術文化学科 1.33 と高く、改善が望まれる。

2015年度以降、学長をはじめとした教学執行部は各教育単位（研究室）へのヒアリングにより、適正な入学定員・編入学定員について検討を重ねた。その後、2017年9月25日の教授会（臨時）において、2019年度からの造形学部各学科の入学定員及び編入学定員の変更を提案、審議の結果提案通り承認され決定した。

それを受け実施された2019年度編入学試験においては、3年次編入学定員に対する3年次編入学生数比率は空間演出デザイン学科 0.25、建築学科 0.00（2年次編入学を含めると 1.33）、視覚伝達デザイン学科 0.75（2年次編入学を含めると 1.00）、芸術文化学科 1.00（2年次編入学を含めると 1.33）、となった。また、造形学部全体では 0.90（2年次編入学を含めると 1.45）となり改善が図られた。

2) 造形研究科修士課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が 2.29 と高いので、改善が望まれる。

学長室会議において、2019年度からの造形構想研究科開設を機に、造形研究科の入学定員・収容定員を増員し、収容定員に対する在籍学生数比率を是正する方針を策定した。この方針に基づき、入学定員を美術専攻50名（収容定員100名）、デザイン専攻45名（収容定員90名）とする案を2017年9月25日の研究科委員会（臨時）に提示し承認された。2019年度造形研究科修士課程入試において、造形研究科修士課程の入学定員に対する入学者数比率は1.21、収容定員に対する在籍学生数比率は1.50となる見込みであり、改善が図られつつある。

■ 内部質保証

1) 客観的根拠に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を全学的な自己点検・評価につなげる仕組みとなっていないので、教員や各部署の恒常的な検証との連携を図り、大学全体として実質的な取り組みとして機能させ、改善・改革につなげるよう改善が望まれる。

内部質保証については、第2章及び第3章で詳述することとする。

第2章 内部質保証に関する取組について

1. 本委員会における検討

本学では自己点検・評価委員会が中心となり、2014年度に内部質保証の方針を以下のよう
に定め、自己点検・評価結果に基づく改善・改革を推し進めてきた。

本学は、理念・目的・教育目標を実現するために、学校法人武蔵野美術大学自己点
検・評価規則に基づき、自己点検評価委員会を常設、策定された長期点検・評価計画
のもと、本学の教育研究及び経営管理等の諸活動について、不断に自己点検・評価を
実施し、その結果について広く社会に公表する。また、自己点検・評価結果に基づい
た改善・改革を推し進めるために、自己点検評価活動のPDCAサイクルを整備し、着
実な運用を図る。

しかし、2015年度大学評価（認証評価）においては、内部質保証に関する努力課題とし
て、「客観的根拠に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を全学的な自己点検・評価に
つなげる仕組みとなっていないので、教員や各部署の恒常的な検証との連携を図り、大学
全体として実質的な取り組みとして機能させ、改善・改革につなげるよう改善が望まれる。」
との指摘がなされた。

それを受けて、本委員会では、大学基準協会による内部質保証のポイントを共有し、他
大学の取組の調査を行い、検討を行った。同時期に学内では2015年度にIR推進会議が設
置され、2016年度には事務組織として法人企画グループ内にIRチームが発足し、学内にお
ける様々な客観的指標の収集とともに、文部科学省改革総合支援事業が求める教育改革に
ついて調査・対応が進められた。

そのような状況の中で、すでに様々なレベルで取り組みが行われている点検活動や、指
標となるデータの活用等を取りまとめ、全体としてのPDCAサイクルの中に位置づけ、教
育の質を保証するものとして、「内部質保証のためのPDCAサイクル」の策定を行った。

1) PDCAサイクルの可視化

上述の2014年度の方針では、自己点検・評価委員会を中心とした、いわば「大学レベル」
のPDCAサイクルに重点があった。2016年度に自己点検・評価委員会で策定した「内部質
保証のためのPDCAサイクル」では、「大学レベル」に加えて、「教育課程レベル」「授業レ
ベル」を設定し、「授業レベル」「教育課程レベル」では、「各教育単位」「全教員」の役割
と、共有して議論する場としての各種委員会の連関を位置付け、大学全体のPDCAサイク
ルの中に各レベルでの点検・改善活動が組み込まれていることを明確にすることを企図し
た。

また、大学レベルでは、マネジメントを行う「学長室」と全学的に審議する「教授会」

を位置付け、自己点検・評価委員会は Check 機関とした上で、3 つのレベルでの点検活動を総括し、改善への Action を検討する会議として「改革合同会議」を新たに設けた。

上記の PDCA サイクル案は、教務学生生活委員会、教授会、第 1 回改革合同会議、理事長室会議などで承認され、2017 年 4 月に自己点検・評価委員会で決定された。

また、内部質保証の方針についても、決定した PDCA サイクルを軸とする形で以下のよう
に改められ、2017 年 6 月に本学 web サイトにも公開した。

武蔵野美術大学は、本学の教育理念の実現と教育目標の達成のために、全学的な PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立し、教育活動の活性化と質の向上を図る。

内部質保証のための PDCA サイクル（資料）

2) 改革合同会議の実施

PDCA サイクルにおいて、Action を担う新たな会議体として「改革合同会議」を設置し、年度ごとの様々な点検・評価項目と改善経過を総括し、次年度の点検・評価活動につなげることにした。

構成については、学長を議長とし、教学、事務組織のマネジメントを担う学長室会議、学務事務組織運営会議の各構成員、加えて、IR チームや IR プロジェクト座長、カリキュラム専門委員会委員長・副委員長、ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長・副委員長にも参加いただいた。

開催年日と内容については、以下のとおりである。

第1回改革合同会議 2017年3月14日

- ・ 大学基準協会からの指摘事項への対応について
- ・ 改革総合補助金について
- ・ 改革例報告
授業評価結果に対する総評及び授業改善計画書について
地域・産業界との意見交換会報告
- ・ 改革と連動した IR プロジェクトの取組報告
- ・ 次年度の方向性の確認
「内部質保証のための PDCA フロー」について

第2回改革合同会議 2018年3月13日

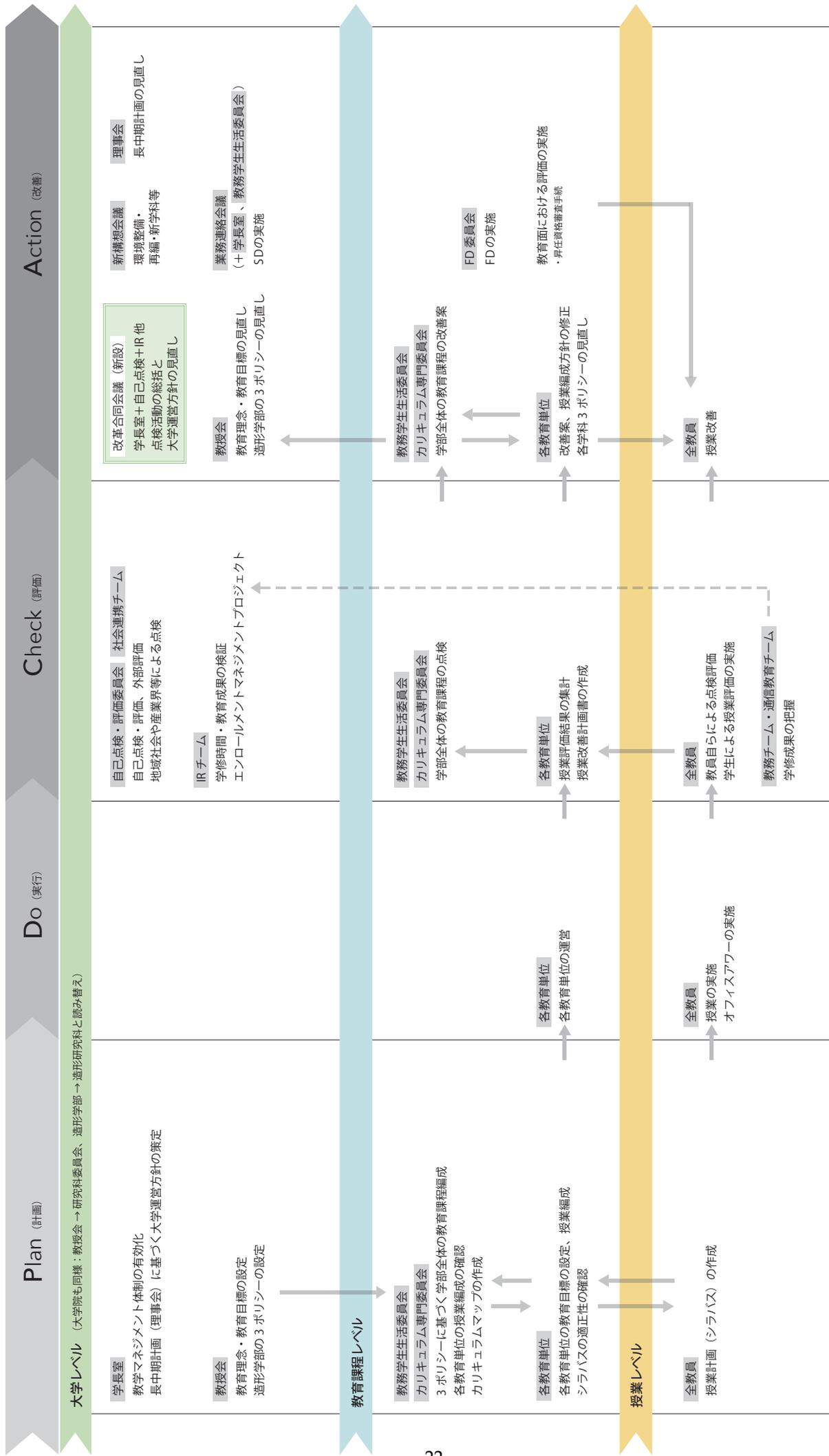
- ・ 大学基準協会からの指摘事項への対応について
- ・ 私学事業団による補助金の実施状況調査について
- ・ 今年度の取組報告
3 ポリシーの見直しについて
IR プロジェクト報告（改革総合・エンロールマネジメント）
- ・ 次年度の方向性の確認
「内部質保証のための PDCA フロー」について

第3回改革合同会議 2019年3月12日

- ・ 大学基準協会からの指摘事項への対応について
- ・ 今年度の取組報告
教育研究活動業績報告書の運用について
IR プロジェクト報告（改革総合・エンロールマネジメント）
- ・ 会計検査院による実地検査について
- ・ 次年度の方向性の確認
内部質保証システムの整備について

内部質保証のためのPDCAサイクル

2017年4月
自己点検・評価委員会



2. 内部質保証に関する主な取り組み

1) 学生による授業評価結果の活用について

第 1 章で見た大学基準協会による「内部質保証」に関する提言と同様に、文部科学省・私学事業団が実施する「2016（平成 28）年度私立大学等改革総合支援事業」に係る調査においても、「教育の質向上に関する PDCA サイクルの確立」として、シラバスの作成要領・適切性、学生の学修時間の実態・学修行動の把握、学生による授業評価結果の活用、教員の教育面における評価制度、FD、アクティブラーニングといった項目が挙げられていた。中でも学生による授業評価結果の活用については、「授業評価の結果を集計し、授業の改善を図るための制度的取組（例：評価の高い教員への顕彰や評価が低い教員に対し改善計画の提出を義務づける等）を行っているか。」を問う設問があるなど、大学全体としての取り組みがなされているかが問われている。

本学における学生の授業評価アンケートについては、各教育単位での実施、データの集計が行われてはいたが、具体的な改善策の提示がなく、共有もされていなかったため、大学基準協会の指摘のとおり、全学的な自己点検・評価につなげる仕組みとはなっていなかった。

そこで、2016 年 7 月のカリキュラム専門委員会及び教務学生生活委員会において、前年度の授業評価アンケート結果に基づき、5 項目からなる「授業評価アンケート結果に対する総評」及び総評の結果、改善が必要と思われる授業がある場合には「授業改善計画書」の提出を義務づけた。それにより、各教育単位で行われている改善のプロセスが明確になるとともに、教務学生生活委員会等でそれらを共有することで、大学全体の PDCA サイクルの中で、授業評価アンケート結果が「授業評価結果に対する総評」とそれに基づく「授業改善計画書」に反映され、カリキュラム改善、シラバス見直しに結びついているかを、当該研究室以外の第三者によって常にチェックされる体制が構築されることにもつながった。

独自のカリキュラムマネジメントを行なっている教育単位ごとに「授業評価結果に対する総評」と「授業改善計画書」を取りまとめ提出する仕組みができたことで、次の 2 点のチェック機能ができた。

- (1) 各教育単位の教務委員が当該教育単位の授業評価の全体的結果を点検・省察し、今後の改善意識を高める必然性が生まれた。
- (2) カリキュラムについて専門的に協議する委員会及び全教育単位の教務担当で審議する委員会において、全学的なカリキュラム実施状況と課題、ならびにカリキュラム改善の計画について共有することが可能になった。

今後さらに質保証の精度を向上させていくための課題としては以下のようなことが挙げ

られる。

- (1) 授業の実施 (Do) とチェック (Check) 及び改善 (Action) のサイクルにはタイムラグが伴うため、経年的な観点から課題を分析しカリキュラム改善を検討する機会が計画的に設定される必要がある。
- (2) 「総評」ならびに「計画書」の内容は教育単位ごとに多岐にわたり、多くの情報を含むため、それらを効果的に全学で整理・共有し、分析・検討する方法を構築する必要がある。
- (3) 授業評価アンケートの方法について、全学共通の項目と教育単位ごとの独自項目とのバランスや関連を勘案しつつ、適切で効果的なアンケートの実施・回収及び集計・分析方式を確立していく必要がある。
- (4) 授業評価アンケートによる改善の根拠をより確実にするため、出席率や評価、単位修得率などの客観的なデータを併用して授業の実態を把握するなど、チェック (Check) の確度をより精緻にする必要がある。
- (5) 改善の実行 (Action) をより確実にするため、その必要がある理由を、根拠を持って特定し、通達する仕組みを検討する必要がある。
- (6) 改善通達後の授業評価アンケートや種々のデータが、実際に改善されたかどうかを継続的にチェック (Check) する仕組みを検討する必要がある。

2) 造形学部 3 ポリシーの一体的整備について

2016年3月に学校教育法施行規則が改正され、各大学は3ポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針））を一体的に策定・公表することが義務づけられた。本学においては、既に3ポリシーを策定・公表していたものの、記載内容や方法等に学科単位でバラつきがあり、かつ一体性に欠ける傾向もあった。

体系的で組織的な大学教育に向け、また、これに関わるすべての教職員が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するかを共通理解し、連携して取り組むことができるように、造形学部としての3ポリシーを一体的に整備することが、またあわせて具体案の検討はカリキュラム専門委員会において行うことが、2017年1月の教務学生生活委員会で決定された。

まずはディプロマ・ポリシーの見直しから着手し、2017年9月14日の教授会において以下の通り承認された。同時に、カリキュラムマップを作成し、2018年度Webシラバスより各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係の可視化を実現した。

<造形学部ディプロマ・ポリシー>

造形分野において独自の探求を行い、創造的な表現活動を実現するために、以下の7点を

ディプロマ・ポリシー とする。

- ・ 専門的な知識を理解し深めることができる。
- ・ 専門分野の基盤となる文化や諸科学について総合的に理解している。
- ・ 制作・研究を深め広げる技能を身につけている。
- ・ 他者に伝える表現能力および他者とともに考える対話能力を身につけている。
- ・ 批判的思考を働かせ、課題や主題を自主的に設定することができる。
- ・ 論理的思考・創造的思考を働かせ、独創的な課題解決の判断や構想ができる。
- ・ 制作・研究に幅広い関心と高い意欲を持ち、社会のなかで主体的に取り組むことができる。

造形学部カリキュラム・ポリシーについては、2018年4月、5月、6月のカリキュラム専門委員会及び6月、7月の教務学生生活委員会にて検討を行い、7月教授会にて以下の通り改正することを決定した。

<造形学部カリキュラム・ポリシー>

造形の各分野を専攻するにあたっては、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ〔文化総合科目〕、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ〔造形総合科目〕、個々の学科が独自に専門的能力を追求する〔学科別科目〕の三者をバランスよく学修することによりディプロマ・ポリシーを実現する。

- ・ 専門分野の基盤を独自のかたちで構築するため、文化や諸科学について総合的に学修する科目
- ・ 専門分野の基盤を独自のかたちで構築するため、他者に伝える表現能力および他者とともに考える対話能力を身につける科目
- ・ 他の領域にも広く目を開き経験することによって、造形を総合的に捉えることを目的とし、制作・研究を深め広げる技能を身につける科目
- ・ 専門家として欠くことのできない専門的基礎理論・表現方法などを学習し、専門的な知識を理解し深める科目
- ・ 論理的思考・創造的思考を働かせ、独創的な課題解決の判断や構想を行う科目
- ・ 制作・研究に幅広い関心と高い意欲を持ち、学修の集大成として社会のなかで主体的に取り組む科目
- ・ 学修の集大成として批判的思考を働かせ、課題や主題を自主的に設定する科目

こうした有機的な科目群の結びつきと展開性は、本学の教育の大きな特徴であり、教育理念及び教育目標に基づくものである。

また造形学部アドミッション・ポリシーについても2018年7月、9月、11月のカリキュラム専門委員会及び11月の教務学生生活委員会にて検討を行い、入試検討専門委員会へ提言、原案のとおり12月教授会において改正することを決定した。

<造形学部アドミッション・ポリシー>

武蔵野美術大学は創立以来の教育理念に基づき造形芸術の専門教育を実践し、多くの優れた人材を輩出してきました。本学教育課程を主体的に修め努力できる次のような資質・能力を備えた学生を求めています。

- ・ 専門性と表現を深めるための基礎的な学力を身につけている人
- ・ 専門性を支える幅の広い造形力や教養を総合的に身につけようとする人
- ・ 論理的思考・創造的思考を働かせて独自の表現で伝えようとする人
- ・ 文化の創造発展に寄与し、社会で活躍しようとする人

造形学部 3 ポリシーの一体的整備の課題は、学部レベルのポリシーと、それとは別に学科ごとに記載内容に違いがある学科ポリシーが存在していたものを、どう統合し一貫した関連性のあるポリシーに再整備するかということであった。そこでポリシーの内容は学部レベルで統一して検討し、学科レベルは学科理念・教育目標とカリキュラム構成という枠組みで明示するように変更した。

学部レベルのポリシーの検討は、特にディプロマ・ポリシーの見直しと整備から取り掛かった。そこでは、本学の教育理念・目標を念頭に、また造形分野における独自の探求と、創造的な表現活動の実現という本学の特色を踏まえ、造形学部の教育課程構造の下で培われる「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」のエッセンスを明確に示すよう検討が重ねられた。その結果、7点からなるディプロマ・ポリシーが確定された。次にディプロマ・ポリシーと教育課程の構造との関連性をより詳細に点検し、改めてディプロマ・ポリシーと各分野及び科目構成のバランスとの関連性を踏まえて、カリキュラム・ポリシーを作成した。さらに、アドミッション・ポリシーは、造形学部の教育課程を学修する意欲と基礎的な学力を備えているという観点と、本学での学修を独自の自己表現や社会・文化の発展に貢献するという観点で示し、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの関連性をもった内容に整えた。

今後の課題としては、3ポリシーと造形学部の教育活動の実際や成果・達成をつき合わせながら、教育の質保証と質的改善に取り組むとともに、3ポリシーの定期的な点検、見直しを図っていかなければならない。それには、各学科や教育単位が3ポリシーをことあるごとに参照しながら、それぞれの教育活動の実際や達成と関連づけてその意味を読み取り、ポリシーに導かれた具体的な活動のあり方を追求していく必要がある。

3) 教員の教育・研究活動に対する評価について

専任教員に毎年提出が義務づけられている教育研究活動業績書については、2014年度自己点検・評価報告に関連して2015年に実施された大学基準協会による認証評価において、『教育研究活動業績書』がどのように評価されて、教育・研究活動の改善に寄与している

のか明らかでない。」との指摘がなされている。それを受け、自己点検・評価委員会では、2017年度の重点テーマの一つとして「教員組織の適切性」を掲げ、業績書をどのように活用しPDCAサイクルにつなげるべきか検討を重ねた。2018年2月17日及び3月8日の主任教授連絡会を経て、3月30日教授会において、2018年度より以下の通り運用することが承認された。

1. 教育研究活動業績書 A 及び教育研究活動業績書 B について、書式を一つにまとめ「教育研究活動業績報告書」(様式 1) とする。
2. 活動領域は、「1. 教育活動」、「2. 研究活動」に加え、「3. 地域・社会貢献」、「4. 大学運営」とする。
3. 当該年度の「研究計画」を 5 として加える。
4. 「教育研究活動業績報告書」は写しを一部取り、写しを当該教員の所属する教育単位の主任教授に提出し、本体を学長に提出する。提出期限は 5 月 31 日とする。
5. 主任教授は、所属専任教員全員分の「教育研究活動業績報告書」写しを取りまとめ、活動領域における特記事項や研究室の概況、体制、問題点、改善計画等を記載した「教育研究活動業績報告総評」(様式 2) を付して学長に提出する。提出期限は 9 月 30 日とする。
6. 「5. 研究計画」を記載した「教育研究活動業績報告書」の提出によって「個人研究費交付願」の提出があったものとみなし、所定の個人研究費を交付する。
7. 提出された「教育研究活動業績報告総評」については、改革合同会議において共有する。

なお、これまで実際には、複数年にわたる教育研究活動業績書の蓄積が職位昇任候補者の基礎資料として活用され、また大学院授業担当教員資格審査の際にも審査資料として活用されていることから、今後は教育研究活動業績報告書を同様に上述の審査資料として活用することとする。

上記を受けて、2018年3月29日付で専任教員宛に依頼文を配付し、新たな書式での教育研究活動業績報告書の提出を求めるとともに、主任教授には総評の提出を併せて依頼し、すべての教育単位から総評が提出された。

また、新しい書式での教育研究活動業績報告書は、2018年度に実施された専任教員昇任審査や大学院授業担当教員資格審査の審査資料としても活用された。

今後、教員の教育・研究に関する評価をさらに質保証につなげていくための課題としては、美術大学としての特徴との関係を踏まえて考える必要がある。

研究業績による評価については、著書や発表論文の点数、あるいは作家やデザイナーとしての活動実績によって、ある程度大学構成員全体の共通理解に基づいた評価が可能であり、また、地域・社会貢献や大学運営についても同様であるが、教育活動による評価は一

般的にももっとも難しいものであり、とりわけ美術大学においては特有の困難を孕んでいるように思われる。

一定の知識や技術の習得を主眼とする場合には、その達成度において評価を行うことができようが、美術大学では既定の目標にどれだけ学生のレベルを近づけることができたかという一般的な評価基準は設定困難であるどころか、むしろ美術大学本来の目標に反していると言えざる側面がある。目標を定めるのは学生自身であり、教員は先導者や引率者というより、むしろ伴走者であり、サポーターであり、ときには傍観者を装うことが学生の成長に最適の対応でありうる。こうした美大に顕著な（固有とは言わないまでも）教育活動をどのように評価し、それをどのように組織内での教員の処遇等に反映してゆくべきかは極めて難しい問題である。

さらにまた、研究活動等の教育活動以外の活動がいわば教員個人として行われ、その成果に対する評価も教員自身に対して行われるのが通例であるのに対し、教育活動はそもそも大学全体における共同的な活動であり、個別に見れば一見狭く偏った教育活動（教育方法や学生対応等）に見えても、総体として多様な見方、考え方を身につけさせるという意味では、画一的な教育よりも遙かに大きな教育効果を産む側面があることも見逃せない。

そして何よりも、教育活動の成果は学生自身の成長であり、それによって個々の教員の教育活動が評価されるとすれば、その評価は単年度どころか最低でも学生の在籍期間全体を通してはかられるべきであろうし、本来の意味での成長を考えるならば、少なくとも卒業後数年以上を経た上でなければ評価の下しようがないとも言える。こうした意味では、卒業生たちの社会での活動、ひいては、より長期的な卒業生たち自身の人間的成長こそが評価の基準であり、それゆえ、本来的には長年にわたる大学に対する社会的評価や卒業生たち自身の評価にこそ、個々の教員の教育活動の成果が表れていると言えらる。

とすれば、短絡的に教育活動の評価基準を定め教員評価を行うというよりも、大学の評価を高めるために個々の教員が何をなすうるか、その課題を大学構成員間で共有してゆくことが最も大切な活動となっていくであろう。2015年に文部科学省委託調査として行われた「大学教員の教育活動・教育能力の評価の在り方に関する調査研究」では、次のような項目が、各大学において「教育をするために必要な能力」として何を重視しているかを問うための質問項目として挙げられている。

- ・ 専門分野における知識・能力 授業を設計する能力
- ・ 適切な教授法（教育方法）を活用する能力
- ・ 講義でわかりやすく知識を伝達する能力
- ・ 演習・実習で学生を指導する能力
- ・ 学士課程の学生の研究を指導する能力
- ・ 学士課程の学生の成績を適切に評価する能力
- ・ 学士課程の学生の意欲を引き出す能力
- ・ 学士課程の学生の悩みを聞き出す能力
- ・ 勉学でつまづいた学士課程の学生を見つけフォローする能力

- ・ 学士課程の学生の汎用的能力（コミュニケーション・スキル 等）、態度（自己管理能力）等を育成する能力
- ・ 幅広い教養
- ・ 自分の実践を省察し改善する能力
- ・ 同僚の教員と連携し、効果的な授業法の開発や教育・指導を行う能力
- ・ 高い研究成果を上げる能力
- ・ 組織やチームのマネジメント能力
- ・ 大学組織や所属する学部（の教育目標等）を理解する能力

これらはしかし個々の教員が身につけ、それによって評価されるべき「能力」というより、教育活動を行うに当たって重視すべき「視点」や自覚的に設定し取り組むべき「目標」・「課題」として捉えられるべきであろう。

今後は、これらの項目を目安にしつつ、本学の教育活動の推進・改善に必要なとされる視点・目標・課題を設定し、2018 年度から始めた主任教授による「教育研究活動業績報告総評」をもとに、各教育単位と大学全体における具体的な諸課題を抽出し、それらをもとに FD、IR、自己点検評価活動の充実をはかってゆくことが重要である。

4) IR 活動の推進

2015 年度に事務組織改編があり、広報チームが法人企画グループに位置付けられ、法人全体の広報戦略の企画立案を命題として理事長・学長のもとに広報戦略会議が設置された。同時に広報戦略会議のもとに情報の収集にかかる専門組織として IR 推進室が設けられ、それが本学における明示的な IR 活動の契機となった。

IR 推進室は、教員（学長補佐）が室長となり、学生支援グループ長、法人企画チームリーダー、広報チームリーダー、総務チームリーダーで構成され、事務所管は広報チームであった。初年度は、教務・学生支援の統合システムである LiveCampus を活用したデータ統合や、文部科学省による改革総合支援事業への対応が主な議題となった。改革総合支援事業については、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、求められる要件と本学が独自に行っている取り組みについての関連性を精査し、教育の質的向上を図る一助とした。

2016 年度には事務組織として法人企画グループに IR チームが設置された。IR 推進室は IR チームが所管する IR 推進会議として名称を変え、そのもとに以下の 3 つのプロジェクトを設けた。

- ・ 改革総合プロジェクト
 私立改革総合補助金に関する調査・アクションの検討及び支援、及び同時申請の「教育研究活性化設備」「教育研究施設」整備に関する調査・検討
- ・ エンロールマネジメントプロジェクト

入学前から卒業後までにいたる学生の環境・成績・活動・進路等に関する調査・分析
・ 募集戦略プロジェクト

入試改革及び募集戦略立案を支援するためのデータ収集・分析

2017 年以降も、改革総合プロジェクト、エンロールマネジメントプロジェクトは、メンバーを変えながら継続している。

改革総合プロジェクトにおいては、文部科学省が私立大学改革総合支援事業で大学に求める要件と、本学が行っている教育研究・社会貢献がどこまで一致しているかを検証するところからスタートした。本学がすでに取り組んでいる多様な活動をベースに、社会との関係の中で改善するところは改善し、本章でこれまで述べてきたような取り組みにつながったことは、大きな成果であったと言える。

一方で学内での IR 活動に対する認識がまだ浸透できておらず、教員への情報共有不足やプロジェクトに関わる職員への負担増といった課題もあった。今後は IR 委員会という恒常的な教職協働型の委員会形式として、全学的に改革に取り組む体制をさらに整備していくことが必要である。

エンロールマネジメントプロジェクトにおいては、入学から在学中、そして卒業後までを一貫してサポートする、総合的な学生支援策のあり方等を検討することを目的として、いわば IR 活動の中核を担う役割が期待されている。具体的な活動としては、LiveCampus を活用し、全学生向けに学修時間の実態を把握する web アンケート調査を実施するなど、学生の学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を行った。また、入試システムと LiveCampus データを結合し、GPA を試行的に導入し、入試入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証も行った。いずれもエビデンスを用いて政策を検証していくという IR 本来の機能として重要な取り組みである。

限られた時間の中では、本学にふさわしいエンロールマネジメントのあり方や長期的なタスクに向けた十分な議論を尽くすところまでは至らなかったが、標準的なムサビ生像の把握といったテーマを掲げた前向きな検討もあり、今後も継続して行っていくことが重要である。

5) 多様な評価への取組

教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに客観的な視点を取り入れ、現状を正確に把握・認識し、その社会的責任を果たしていくため、学外者や学生代表者の意見を聴取する場を設けた。

(1) 企業等との意見交換会

2016 年 8 月 20 日、株式会社ブリヂストンデザイン企画部 2 名、小平市役所市民協働・男

女参画推進課2名、公益社団法人日本広告制作協会2名という、地方自治体、地元産業界、業界別団体の方々を招聘し、本学の教育・研究活動や社会連携について「地域」、「デザイン」の観点から意見聴取する場を設けた。

当日は本学の教育理念・目標とポリシーを踏まえた教育・研究活動、社会との連携等について説明、またオープンキャンパス中の学内を案内し、教育・研究活動や施設設備を紹介の後、地域社会や産業界等、学外の参画について意見交換を行った。

初めてということもあり、意見交換会としてはやや形式的で、先方も遠慮しているように見受けられる場面もあったが、本学への客観的な意見を伺うことができ、その意見も概ね好意的なものであった。また、地元企業からは本学卒業生のデザイナーが出席してくれるなど、「地域、デザイン」という関係性以上の繋がりを感じることができた。

意見聴取以上に本学の方針や取り組みをオフィシャルな形で学外の方に伝えられる場になったという意味で有意義な機会になり、今後も他の取り組みとも連動させて意見交換会を活用していくべきであると考えている。

(2) 学生代表者との意見交換会

「内部質保証のためのPDCAサイクル」におけるCheck（評価）と位置付け、2018年9月20日、学生協議会元役員2名（油絵学科油絵専攻3年、工芸工業デザイン学科木工専攻3年）に対し、大学の役割、社会的責任、内部質保証、本学の教育理念、教育目標、3つのポリシー（カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）について概要説明をおこなった後、入学者選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果、学位授与方針（7項目）、教員組織、施設設備、社会（地域、国際他）との接続について等、3ポリシーに照らした取り組みの適切性についての意見聴取をおこなった。

こちらが想定していた以上に学生代表者は教育理念や3ポリシーとの関連性を理解しており、学科によらず日常の教育の確かさを感じることができた。しかしながら、例えば教員の男女バランスについて指摘を受けるなど、様々な問題点も見えてきた。

教育の質保証において、学生の声を直接聞く機会は非常に有効であるという実感を得たため、方法を検討して今後も継続して行っていくべきであると考えている。

第3章 内部質保証システムの全学的整備に向けて

1 2019年度からの2学部体制

本学は2019年4月より、造形構想学部及び造形構想研究科を新設した。大学設置以降、造形学部のみ単学部体制、大学院は造形研究科のみ単研究科体制で運営してきており、新しい学部及び研究科の設置は初めてのこととなる。2学部体制に伴い、学内のさまざまなガバナンス構造について見直しを行うこととなったが、教学運営上の大きな変更点としては以下のことが挙げられる。

- ・ これまでは学部長を置かず実質的に学長が造形学部長の役割を担っていたが、今後は両学部に学部長をそれぞれ置き（造形学部長、造形構想学部長）、学部運営を司る。
- ・ 教授会もこれまで造形学部教授会のみで、学長が議長となり、全専任教員が参加する形であったが、今後は造形学部教授会、造形構想学部教授会をそれぞれ置き、各学部長が議長となり、各学部所属を基本とした専任教員の構成とする。
- ・ 教育研究上の重要な事項について、教授会の意見を聞いて学長が決定する場として、新たに「大学運営会議」を設置する。大学運営会議は学長を議長とし、学長補佐、各学部長・研究科委員長、美術館・図書館長を構成員とし、教授会審議を経た案件のみならず、これまで学長室会議または学長単独でなされていた案件についての協議も含まれ、この会議をもってガバナンス上、大学運営の中心として位置づける。
- ・ 両学部に関わる教育研究組織や施設設備の新設・改廃等、全学的な課題を検討し調整するために、学部横断的に各研究室の意見を聴取し集約できる場として、学長のもとに「主任教授会議」を置く。

2. 内部質保証推進組織の整備

上記のようなガバナンス体制の変更に伴い、自己点検・評価委員会では、内部質保証を推進する組織として以下のように整理を行うこととした

1) 大学（全学）レベル

学長の責任のもと、「大学運営会議」において、大学全体の教育活動の一連のプロセスのマネジメントを行う。

大学運営会議のもとに、自己点検・評価委員会、IR委員会、FD委員会を位置付ける。

IR活動については、学長補佐と職員を中心としたIR推進会議から、教職協働型の委員会へと変更し、自己点検・評価委員会、FD委員会とあわせて、教育の質保証を中心に議論する委員会として位置付ける。

また、主任教授会議において、自己点検・評価、IR、FD活動を共有し、各教育単位の活

動に反映するとともに、教育活動・教育改善について全学的な調整を行う。

改革合同会議として行ってきた機能としては、評価活動共有・改善への意識醸成という点では主任教授会議が担い、改革の取りまとめと推進という点では、大学運営会議が担うこととなる。

2) 教育課程レベル

これまでは、一つの教授会であったため教授会を全学的なレベルとして位置付けていた。今後は、学部長・研究科委員長の責任のもと、各学部教授会・研究科委員会を教育課程レベルの中心機関と位置づけ、当該学部・研究科の運営、PDCA サイクルの実施を行っていくこととする。

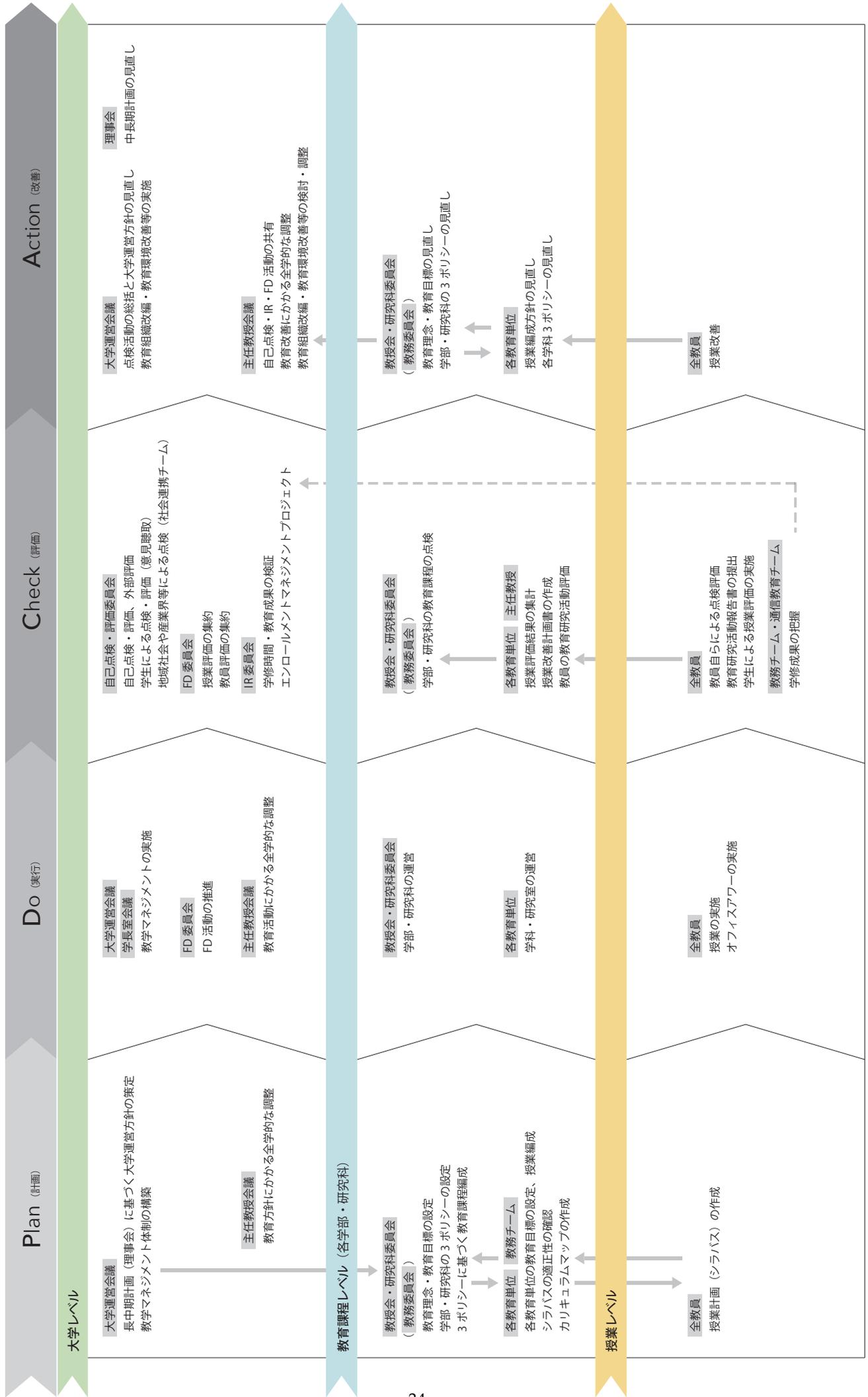
3. 新たな PDCA サイクルの提案

以上のような整理を踏まえ、2019年2月19日の自己点検・評価委員会において、次ページに添付のとおり、2019年度からのPDCA サイクルを検討・決定し、3月12日の改革合同会議にて承認され、3月19日の理事長室会議でも報告がなされた。

今後は新たに設けた主任教授会議を通じて、2学部制におけるPDCA サイクルの役割・意義を周知し、全学的な教育研究の質的向上を図っていくこととなる。またPDCA サイクル自体も点検が重要であり、2019年度より新たにスタートする第7期自己点検・評価委員会において不断の見直しを行っていただくことを期待するものである。

内部質保証のためのPDCAサイクル [2019年度以降 (2学部体制)]

2019年3月12日
改革合同会議



資料

第6期自己点検・評価委員会構成

任期：2015年4月1日～2019年3月31日

2015年4月～2016年5月（第1回～第6回）

委員長	富松 保文	学長補佐
副委員長	野中 剛	法人企画グループ長
委員	森 敏生	学長補佐
委員	赤塚 祐二	美術館・図書館長／造形研究センター長
委員	白尾 隆太郎	学長補佐／通信教育課程課程長
委員	福本 章	総務グループ長
委員	浅見 和之	学生支援グループ長
委員	千羽 一郎	法人企画チームリーダー

2016年6月～2019年3月（第7回～第18回）

委員長	富松 保文	学長補佐
副委員長	千羽 一郎	法人企画グループ長
委員	森 敏生	学長補佐
委員	赤塚 祐二	美術館・図書館長／造形研究センター長
委員	白尾 隆太郎	学長補佐／通信教育課程課程長
委員	増古 憲一	総務グループ長
委員	浅見 和之	学生支援グループ長
委員	井上 雅裕	法人企画チームリーダー

事務所管 法人企画グループ法人企画チーム

第6期 自己点検・評価委員会 会議日程

日程	内容
2015(平成27)年度	
2015(平成27)年4月21日	第6期自己点検・評価委員会(第1回)開催
2015(平成27)年9月10日	第6期自己点検・評価委員会(第2回)開催
2015(平成27)年9月24日	第6期自己点検・評価委員会(第3回)開催
2015(平成27)年9月29日	第6期自己点検・評価委員会(第4回)開催
2016(平成28)年1月5日	第6期自己点検・評価委員会(第5回)開催
2016(平成28)年度	
2016(平成28)年4月26日	第6期自己点検・評価委員会(第6回)開催
2016(平成28)年6月21日	第6期自己点検・評価委員会(第7回)開催
2016(平成28)年9月20日	第6期自己点検・評価委員会(第8回)開催
2016(平成28)年12月20日	第6期自己点検・評価委員会(第9回)開催
2017(平成29)年3月14日	第1回改革合同会議開催
2017(平成29)年度	
2017(平成29)年4月25日	第6期自己点検・評価委員会(第10回)開催
2017(平成29)年6月13日	第6期自己点検・評価委員会(第11回)開催
2017(平成29)年9月26日	第6期自己点検・評価委員会(第12回)開催
2017(平成29)年11月14日	第6期自己点検・評価委員会(第13回)開催
2018(平成30)年3月13日	第2回改革合同会議開催
2018(平成30)年度	
2018(平成30)年4月24日	第6期自己点検・評価委員会(第14回)開催
2018(平成30)年6月12日	第6期自己点検・評価委員会(第15回)開催
2018(平成30)年9月18日	第6期自己点検・評価委員会(第16回)開催
2018(平成30)年11月13日	第6期自己点検・評価委員会(第17回)開催
2019(平成31)年2月19日	第6期自己点検・評価委員会(第18回)開催
2019(平成31)年3月12日	第3回改革合同会議開催